

大鏡の説話

—— 今昔物語・古事談との関係を中心として ——

竹 鼻 績

すべらぎのあともつぎつぎかくれなくあらたに見ゆるふる鏡かも

△後一条帝紀▽

この歌は大鏡の語り手である大宅世継が、自己の歴史叙述に対する自負のほどを詠んだものである。歴史を皎々と輝し出す稀代の古鏡、それは世継自身である。世継はまた、

世継はいとおそろしき翁にはべり。真実の心おはせむ人は、などか恥づかしと思さざらむ。世の中を見知り、うかべたててもちてはべる翁なり。

△後一条帝紀▽

とも自負している。世継が作者の完全な分身であると言いきることはできないまでも、作者の意識をたぶんに反映しているものとみれば、これらの言辭は、大鏡が従来の歴史書とは異なり、歴史の真実を描いたものであるという作者の確信に支えられていると言えよう。

大鏡が古くは「世継」とか「世継物語」とか呼ばれていたのは、それが史書として享受されていたことを暗示しており、大鏡の内容からしても、一応は当をえた呼称であったと言えよう。大鏡の作者自身、世継のことは通して、前記のように歴史叙述の自負を披瀝し、また「翁らが説くこと

をば、日本紀を聞くとおぼすばかりぞかし」△後一条帝紀▽と、史書としての面目を強調してもいるのである。しかし、世継の歴史叙述は官撰の六国史などとは別のものであった。すなわち、世継は、

世にある事をば、なに事をか見のこし聞きのこしはべらむ。

△後一条帝紀▽

下臈はさばかりのざえはいかでか待らん。ただ見聞き給へりし事を心に思ひおきて、かくさかしがり申すにこそはあれ。

△昔 物 語▽

などと、自己の歴史体験を語ることによって、歴史叙述をなしとげていくことを繰返し語っている。この世継のことばは、大鏡に描くところの歴史が語り手の体験にもとづいていることを強調し、それを読者に印象づけることによって、叙述の真実性を確保しようとする、作者の用意でもあるが、同時に、このような歴史叙述の方法によって、六国史などの漢文体史書とはことなる新しい歴史を創造しようとしている作者の意識をも示していると思われる。この世継が体験した歴史を昔語りとして叙述していく方法として、作者は故事や世間話——これらを以下では説話とよぶ——をとりこみ、それを用いて歴史叙述を展開している。従来、先学諸賢によって、大鏡には説話的要素がおおいことが指摘されているが、それは、このような歴史叙述の方法に由来するものである。

ところで、大鏡の説話についての研究は充分になされているとは言えない。総括的には、橋純一氏による^(註3)

各々の内容は、寧ろ説話的要素が多く、しかも同一説話を種々に潤色して、彼にも是にも利用してある如き、決してその態度は、史学的ではなく、文藝的説話的である。

というような指摘もあるが、個々の問題については、たとえば他の説話集との関係についてみると、大鏡には、今昔物語・江談抄・打聞集・古本説話集・古事談・十訓抄・古今著聞集などの説話集と共通する説話や類似する説話が相当数あるが、これらの説話集との伝承関係については、容易に決しかねるものがあり問題となる。このうち、今昔物語・江談抄・古事談との関係については、それが大鏡の成立論とかかわりあいを持つところから、従来もしばしば論及されてきた。すなわち、今昔物語・江談抄との関係については、大鏡の成立時期の問題が関連しており、古事談との関係では、大鏡の作者の問題がかかわりをもっているのである。他の説話集との関係は、大鏡の場合、前述のような成立論的な立場からも問題となるが、その説話にみられる表現や創造性が大鏡の作者のものなのか、伝承された説話本来のものなのかを問題にするとき、作品の評価とも関連をもってくる。こうした点から、大鏡の説話の伝承関係を明らかにする必要がある。このような基礎的な問題のほか、大鏡の説話を通して、史実性と虚構性の問題を明らかにするとか、作者が説話をとりこみながらどのように歴史叙述をなしていったかなどという問題について、今後の研究が要請されている。本稿では、これらの大鏡の説話に関する問題のうち、特に基礎的な問題である、今昔物語および古事談との関係について、いささか考察をこころみることにする。

二ノ一

大鏡と今昔物語との関係については、萩野由之博士によって両書の関係が指摘されて以来、これが大鏡および今昔物語の成立時期と関連を有するために、論及されたものが多いが、従来の諸論をみて

(一) 両書に直接の関係を確認する説

(イ) 大鏡は今昔物語編纂の資料であるとする説

(ロ) 大鏡は今昔物語を資料としているとする説

(二) 両書に直接の関係を認めない説

というように、いまだに帰一するところなく、問題は解決されたとは言えない現状である。筆者も、かつて大鏡の成立について論じた際に、この問題についてもふれ、私見の一端を披瀝したことがあるが、それは(ロ)説を主張された平田俊春氏の論文^(註3)に対する批判として書いたものである。この拙論に対して平田氏より再論^(註4)があったが、なお首肯しかねる点もあるので、ふたたびこの問題をとりあげて考えてみる。

大鏡と今昔物語とに共通する記事として、平田氏はつぎの八箇条をあげている。これに対して、筆者は、今昔物語巻廿二の第五話・第六話を資料

共通記事	大鏡	今昔物語
1 四条宮の話	頼忠伝	巻十九 第十八話
2 良房の話	良房伝	巻廿二 第五話
3 長良の話	長良伝	巻廿二 第五話
4 良相の話	良相伝	巻廿二 第五話
5 堀河院の話	基経伝	巻廿二 第六話
6 時平の話	時平伝	巻廿二 第六話
7 義孝の話	伊尹伝	巻十五 第四十二話 巻廿四 第三十九話
8 打臥の巫子の話	兼家伝	巻卅一 第六話

として用いているならば、それと隣接している第一話・第二話をも大鏡の作者は当然読んでおり、その二話と対応する大鏡の雑々物語にみえる鎌足および藤原四家の話を執筆した折に、今昔物語を参考にしたであろうと考えて、両者を比較した結果、大鏡の話には、今昔物語を参考にしていれればおかすはずもない誤りがみられるところから、両書の直接的な関係に疑念をいだいたわけである。^(註5)この点に関して、平田氏は、この話に限って大鏡

と今昔物語とは関係ないと主張されるときに、「今昔物語 廿一の第一話・第二話を読みながらも、それが誤りとして意識しなかったものであろう。それは一には大鏡の作者の上古史に対する無智に基づくのである」とも「原史料を今昔物語と比較して訂正するだけの智識はもちあわせていなかったであろう」とも述べている。しかし、大鏡の作者が原史料と今昔物語との記述の相違に注意しながら、知識をもちあわせていないというだけの理由で、事実を究明しようともせず、安易に原資料に依拠するような態度をとったであらうか。たしかに、大鏡は六国史のような官撰史書と異なり、史実を正確に記録しようとする意識は乏しいが、異伝のあることを確認しながらも実否を究明しようとしないうのは、特別な意図や事情のある場合以外にはありえないであらう。大鏡の作者がそれほど史実を軽視しているとも考えられないのである。また、大鏡の作者が平田氏の説のごとく源雅定であるならば、その才学から考えて、「上古史に対する無智」ということでは説明できないだろう。この鎌足および藤原四家の話は、両書の共通記事として認定するかどうかで、なお論者により相違がみられるので、これ以上論及しないこととする。

二ノ二

つぎに「四条宮の話」をとりあげて考えてみる。この話は今昔物語には「三条太皇太后宮出家語」と表題があり、その構成は前半が宇治拾遺物語の「増賀上人三条宮に参振舞事」と一致しており、後半が大鏡と共通している。この事について前稿では「今昔物語の編者は前半の宇治拾遺物語と共通する話のある書から受け継ぎ、後半の部分を書き加えたものであろうか。あの歴大な説話集の性格からみて、後半も書物から継承したものとした方が妥当である」と述べ、前半部と後半部とが本来は別々に発生したものであるが、それが今昔物語において一話に編成されたものであろうという立場をとったのである。これに対し平田氏は、宇治拾遺物語は今昔物語の説話の一部をとって書いたものとみるべきで、筆者のように考えるには「二箇の説話として存在している原拠をあげて、論拠にせねばならぬ」と

反論されている。

この平田氏の考え方は、最近の説話文学の研究の成果をまったく無視したものである。まず第一に、宇治拾遺物語が今昔物語の一部をとったという見方であるが、現在、両書の直接的関係を認めないのが通説である。古本説話集の発見以来、説話の伝承についての研究は進歩し、宇治拾遺物語と今昔物語との関係については、両書は直接関係にあるのではなく、散佚した文献……これを宇治大納言物語とみる説もある――があつて、そこから両者別々に引用したとみるか、^(註)両書は口語りされている話を別々にとりいれたとみるかのいずれかであると考えられている。このような最近の研究成果によっても、宇治拾遺物語が今昔物語の一部をとったと考えることはできない。この話の前半部が宇治拾遺物語に伝承されてくる過程では独立して存在していたとみることは、決して無理ではない。

第二に今昔物語以前において二箇の話として存在した原拠を示すようにということであるが、これは、説話文学の出典研究にはおのずから限界があり、今日見ることのできない散佚文献から書承した話や、口承による話などが、想像以上におおくあることを考慮しなくては、説話の伝承関係を説明することができないという特殊性を無視した発言である。この話について、現段階で原拠を示すことができないからという理由で、筆者のような考え方が否定されるならば、それは氏の所説においても同断である。この話については、これ以上蓋然性を論ずるよりも、具体的に作品そのものを考察することの方が、問題解決の糸口になると思われるので、以下では今昔物語の話について述べることにする。

今昔物語の話の前半部はつぎのような物語である。三条太皇太后宮遵子が出家しようとして、多武峯の増賀聖人を戒師として召すと、日ごろは高貴な人の招きに容易に応じようとしないう聖人が、意外にも簡単に承諾し、宮邸に参上した。そこには上達部やしかるべき僧侶なども参上しており、宮中からも御使がある。聖人は御前に召され、例のごとく出家の作法をおこなつて、宮の御髪にはさみを入れる。いあわせた女房たちは感涙にむせぶ。はさみおえた聖人は、「戒師として自分を召したことは理解できない」と言い出す。そして「若シ乱リ穢キ物ノ大ナル事ヲ聞シ召シタルニ

ヤ。現ニ人ヨリモ大キニ侍レドモ、今ハ練絹ノ様ニ乱ヲト羅成ニタル物ヲ。糸口惜シ」と、声もたかだかと言いつつ続けたものだから、宮も女房たちも呆然としてしまう。増賀の奇怪な言動はなお続く。退出する時は、利病にもかかわらず、無理をおしての参上ゆえ、もう我慢がならぬといって、西の対の屋の南の放出の簀子で、「棉ノ水ヲ出ス如ク膾リ散」らしたので、その音は御前まで聞え、殿上人・侍などまで大笑いしたという。

この話で語られている遵子の出家は長徳三年三月十九日で、この日の事は、小右記同月廿日の条に、

余参皇后宮、昨日酉刻御出家、預其事者大僧都覺慶、大僧都觀修、阿闍梨慶祚、阿闍梨証空等也。在俗御装束捨訖、又有別布施云々。

とあり、増賀の名は見えず、この話自体は仮構であることがわかる。こうした仮構の話がなぜつくられ、伝承されたかは、卷十二第卅三「多武峯増賀聖人語」を一読すれば、明らかになるだろう。そこには、現世の名聞利養を捨て、ひとえに後世菩提を願ひ、修行に専念した増賀の姿が描かれており、権門に請じられては狂態を演じ、かえって聖人としての世評を高めていったことが

冷泉院、請ジテ御持僧トセムト為ルニ、召ニ随テ参テハ、様々ノ物狂ハシキ事共ヲ申シテ逝テ去ニケリ。事ニ触レテ狂フ事ノミ有ケレドモ、其レニ付テ貴キ思エハ弥ヨ増リケリ。

と語られている。

卷十九第十八話は三条太皇太后宮の出家を主題とした物語であるような表題が付せられていながら、そこには宮の出家にいたる内面的な問題などはまったく描かれず、増賀の奇矯なふるまいが中心となっている。これは

冷泉院で演じた「様々ノ物狂ハシキ事」に類する奇行を、場面をかえて物語ったものとみてよい。すなわち、卷十二第卅三話では、具体的に描かれなかった、増賀の権門に請じられた折の狂態を描いたもので、「事ニ触レテ狂フ事ノミ有ケレドモ、其レニ付テ貴キ思エハ弥ヨ増リケリ」と評された、増賀という宗教的人間への興味が、この説話の発想の契機であったと考えられる。この事は宇治拾遺物語においても同じである。宇治拾遺物語では、

昔、多武峯に、増賀上人とて、貴き聖おはしけり。きわめて心たけう、きびしくおはしけり。ひとへに名利をいとひて、頗る物くるはしくなん、わざと振舞給ひけり。

と語り出され、この説話の主題が示されており、続いて今昔物語と同じ話があつて、末尾には、

かやうに、事にふれて、物ぐるひわざと振舞ひけれど、それにつけても、貴きおぼえはいよいよ増りけり。

と、注記的な文が添えられている。この文は前掲の卷十二第卅二話の文と吻合するが、これが宇治拾遺物語の編者によって書き加えられたものでないことは、すべての説話に、こうした注記的な文がないことから明らかで、依拠した説話にすでに存在したものを継承したと考えられる。宇治拾遺物語のこの文章は、この説話が、狂態を演じながら高僧としての名声を高めていった増賀の物語として、独立して伝承されていたことをよく示している。

つぎに大鏡と共通する後半部についてみる。まず両書の話を掲出しておく。

大	鏡	今	昔	物	語
毎年の季の御説経なども、常のこととおぼしめしたらず、四日がほど、廿人の僧を、房のかざりめでたくてかしづきすゑさせ給ひ、ゆあむし、齋など、かぎりなく如法に供養せさせ給ひ		亦此ノ后ハ、毎年ニ二度定マレル事ニテ、季ノ御説経ヲナム行ヒ給ケル。后ノ宮ニハ必ズ不被行ヌ事ナレドモ、此ノ宮ニハ此ク被行ケル也。被行ケル様ハ四日ガ間、僧廿人ヲ請ジテ、御説経ノ間、宮ノ内、皆浄マハリテ、魚食ノ氣皆断テ、僧房微妙ク□□テゾ僧共候ケル。僧ノ食物微妙ク調ヘテ、毎日ニ湯涌シテ、僧ニ浴シ、布施・供養、法ノ如			

御前よりもとりわきざるべきものどもいださせ給ふ。御みづからも、きよき御ぞたてまつり、かぎりなくきよまはらせ給ひて、僧にたづものどもは、先御前にとりすゑさせておかせ給ひてのちにつかはしける。恵心の僧都の、頭陀行せられるをりに、京中こぞりて、いみじき御齋をまうけつまつまりしに、この宮には、うるはしくかねの御器ともうたせ給へりしかば、「かくてあまりみぐるし」とて、僧都は乞食とどめ給ひてき。

ク鍵ニ給ヒケリ。宮モ沐浴・潔齋シテ、淨衣ヲ奉テ、信ノ心ヲ至シテ念ジ入テナム四日ガ間御ケル。然レバニヤ有ラム、極ク掲焉キ事共ナム有ケル。少モ不淨ヌ事ナド有ケル人ハ必ズ現ハニ惡キ事ナム見ケレバ、宮ノ内ノ女房・男、凡下部・女官ニ至マデ、極テ潔齋シテ慎テナム有ケル。然レドモ人ノ云ケルハ、「何ニモ此クニ被行バ、驗ハ貴ク掲焉ニ可有キニ、露、此クハ无ケレバ、驗モ无ニコリ有ヌレト」讃申ケル。此ノ宮ニハ凡ソ此ノ御説經ニシモ非ズ、万事皆拈マリテ愚ナル事无クテゾ有ケル。然レバ宮ノ内ノ人モ皆宜クゾ翔ケル。而ル間、比叡ノ山横川ノ恵心ノ僧都ト云フ人、道心盛ニシテ、京中ニ行キテ乞食シケルニ、京中ノ上中下ノ道俗男女首ベテ傾ケテ、奉テ、其ノ時ノ僧供ヲ儲テ、僧都ニ奉ケルニ、此ノ宮ニハ銀ノ器共ヲ故ニ打セテ、其ノ僧都ノ時ノ僧供ヲ奉リ給ケレバ、僧都此レヲ見、「余リニ見苦」ト云テ、其ノ乞食ヲ止メテケリ。此ノ宮ニハ此様ニ信ノ御ケルニ、此レゾ少シ余リ事ニテ无心ナル事ニテ有ケル。

この部分の両書の話と比較すると、

(1) 大鏡の季の御説經の話には、今昔物語に、それに対応する部分がみられない記述が二箇所ある。

(2) 今昔物語には、大鏡にない「然レバニヤ有ラム」以下の文章がある。

また恵心の乞食の話の末尾に批評的な文章がある。

という相違がみられるのは、今昔物語の方が説明や描写が具体的であるといえ、両書の話はほとんど一致している。この二つの相違は両書の関係を考えるうえで決定的なものとは言えないが、この話では、大鏡の作者は今昔物語のような話を換骨奪胎して記そうとはせず、ほとんど要約化しているにすぎないのに、(1)のような相違がみられることに疑問が残る。この語句を、大鏡の作者によって増補されたこととみなすことはたやすいが、そのことによって、はたして問題が解決するであろうか。この部分は、大鏡の依拠した資料に、この記述に対応するような文があったとも考えられるからである。(2)の相違点は、かなり問題となろう。まず、この部分の、「何ニモ此クニ被行バ、驗ハ貴ク掲焉ニ可有ニ、露、此クハ无ケレバ、驗モ无ニコソ有ヌレ」という世人の評が、具体的にはどういうことをさすか明瞭でない。これが前の増賀の話に関する世評であるとは到底考えられないが、たとえ関係があるとしても、この位置にあるのは適当ではない。ま

たこれを特別な宮の状態に対するものでなく、総括的な面からの世評であるともみても、前後の文と緊密に結びついていない。それでは、この事実をどう解釈したらよいだろうか。考えられるのは、

(1) この話のものである説話には、宮の道心の深さにもかかわらず、その効験がなかったという具体的な話が記されていたが、それが説話伝承の過程で、何らかの錯誤のために脱落してしまった。

(2) この部分は依拠した説話になかったが、今昔物語の編者によって書き加えられた。しかし、統一的に把握できないための不整合が露呈してしまった。

という二つの見方である。このいずれであるかは容易に決し兼ねるが、この世人の評と、恵心の乞食の話の末尾に付せられた「此レゾ少シ余リ事ニテ无心ナル事ニテ有ケル」という批評とは関係があると考えられる。すなわち、この二つの批評語は、遵子の信仰の深さがあまりに度をこしたものである事に対する批判として共通するものを持っている。したがって、二つの批評語は同一人によって書かれたものである。

ところで、この話には遵子の信仰の深さを主題とするような表現がみえそれが二つの批評語と矛盾するような印象を与えている。それは、この話が本来は遵子の信仰の深さを物語るところに主眼があったのに、二つの批

評語を付加する事によって、話の価値転換がおこなわれたためと考えられる。そして、この批評語の付加は、この話と前半部の増賀の話とを有機的に結びつけ、一つの説話として蘇生させる役割をも果している。西尾光一氏は、今昔物語の本朝仏法部の説話について考察された論稿^(註8)において、この巻十九第十八話についても論及され、この二つの話には、当代の貴族仏教に対する鋭い批評が共通してみられる事を指摘され、遵子によって代表されるような貴族的仏教の世界に対して、増賀や源信がどのように対応したかという形で、二人の宗教的人間像を説話的・文学的に追求しようとする「今昔」の編者の興味を認めておられる。筆者も西尾氏の見方には根本的に賛成で、それ故に、前記の二つの批評語は今昔物語の編者によって付加されたものと考ええる。

以上、巻十九第十八話の形成過程についてみてきたが、その結果、この説話は、本来は別箇のものであった二つの話を結合して、一つの説話に構成したものであるということが明らかになったと思う。それでは、大鏡と今昔物語のこの話とはどういう関係を有するだろうか。それはこの部分のみではにわかに断定できないが、前記の批評語が大鏡の作者の好んで用いるようなものでありながら、それが大鏡にまったく反映していないところから、今昔物語に依拠したとみるよりも、このような批評語の付加されていない資料によったとみた方がよいと考えられる。

二ノ三

時平伝に見える過差の制の話についても、四条宮の話と同じようなことが考えられる。この話は今昔物語巻二十二第八「時平大臣取国経大納言妻語」にみえるが、今昔物語の話の方は、大鏡と共通する部分と刊本宇治大納言物語（「小世継」とも）と共通する部分とから成っている。これを内容面からみると、大鏡と共通する過差の制の話は、大鏡にもほぼ同文的に見える「天皇ト吉ク□合セテ、他人吉ク誠メムガ為ニ構サセ給ヘル事也ケリ」という文から明らかなように、華美奢侈の禁制を徹底させるためにあった時平の政治的才覚を物語ることに中心がある。

これに対し小世継と共通する部分はいづれ性格の異なる物語である。この部分は現存の今昔物語による限り、一時の酔興から最愛の妻を時の一の大臣時平に献上してしまい、翌曉、酔いから醒めて、「酔心トハ云々ヲ、此ル態為ル人ヤ有ケル」と後悔し、身悶えするばかり妻を恋い、悲しむ老大納言国経を描いたものと言ってよい。小世継にはこれに続いて、時平邸にはいった国経の北の方が敦忠をもうけたことや、北の方が折々に国経を思い出したことや、平仲との後日譚などが見えるが、こうした話が今昔物語にもあったものかどうか、まったく不明である。というのは、今昔物語の話の結末に問題があるからである。すなわち、今昔物語のそれぞれの話の結末には、「……トナム語り伝ヘタルトヤ」という常套的な結語が見られるが、この話にはそれがなく、現存本に欠落があるのか、現存本の形で話が完結しているのかあきらかでないからである。いずれにしても、老大納言国経の卑俗なおかしみが、この説話発想の重要な契機になっていると考えられる。

このように性格の異なる話が最初から一つの説話として結びついていたとは考えられない。それが今昔物語で一つの説話として編成されたのは、どのような事情によるものかは明白でないが、この話が藤原氏列伝的な色彩の濃い巻廿二にある話であることを考慮すると、それぞれの話のもつ内部的要因による結合というよりも、編纂上の事由によるものと理解される。すなわち、巻廿二において、第二話から第六話までの各話が系譜的な記述を中心とするものであるのに、第七話からは説話の様相が著しく変化していることと関連がある。それはそれとして、時平の過差の制の話は、それ自身で独立して存在していたことが予想されるので、大鏡の作者は、今昔物語によらなくとも、この話を自己の歴史叙述の中に組みこむことができたと思われる。

今昔物語には、このように本来別箇に独立していた説話を結合して一説話に編成した複合説話がいくつかある。たとえば、巻十二第三五話「^(註9)神名叙実持経者語」なども、そうした方法によって形成された話である。今昔物語におけるこうした説話伝承のあり方を考慮する時、現存の二つの文獻に共通してあるという事実だけで、両者の直接関係を認めることは危険で

ある。大鏡と今昔物語との関係においても、四条宮遼子の信仰生活を描いた話や、時平の過差の制の話のように、今昔物語以外の文献または口語りとして存在したことが予想されるものがある以上、両書の直接的関係に疑問を持たざるをえない。筆者は前稿においても「両書の関係は直接的なものでなく、散佚した今昔物語編纂資料―宇治大納言物語(註10)のようなもの―が両書の共同母胎」であったと考えたが、この考えはいまもかわるものではない。したがって、今昔物語との関係から大鏡の成立時期を推定することはできないと考える。

三ノ一

つぎに大鏡と古事談とに共通する説話についてみていく。両書に共通する説話のうち、話の筋のほぼ一致する説話は、国史大系「古事談」の標題によって示すと、

- 1 朝成望大納言為生靈事(第二臣節)
 - 2 花山天皇御出家御発心事(第一王道后宮)
 - 3 基経・融問答事(第一王道后宮)
 - 4 道隆愛酒事(第二臣節)
 - 5 円融上皇大井河御道遙事(第一王道后宮)
 - 6 円融上皇子日御幸事(第一王道后宮)
 - 7 東三条院石山詣問道長騎馬事(第二臣節)
- などであり、部分的に一致したり、類話とみられる説話は、
- 8 朱雀天皇格言事(第一王道后宮)
 - 9 賀茂祭間花山院闘乱事(第一王道后宮)
 - 10 済時得空押大将名事(第二臣節)
 - 11 伊周配流事(第二臣節)
 - 12 顯忠儉約事(第二臣節)
 - 13 一条天皇寒夜脱御直衣給事(第一王道后宮)
- などである。また、大鏡の増補本系統の増補部分と一致する説話として
- 14 関白可任兄弟次第事並兼通参内任官事(第二臣節)

15 行成依俊賢举昇進思恩不着上座事(第二臣節)

の二話があり、大鏡裏書と一致する説話も数話ある。このように数多くの説話が大鏡と一致していたり、または類似していることは、両者の間に何らかの関係があることを想定させる。

この大鏡と古事談との共通説話に早くから注目され、それを大鏡の作者論と関連づけて論じられたのは平田俊春氏(註11)で、氏は大鏡と古事談との関係について、

古事談の作者三条顯兼は中外抄から引抄したように、大鏡裏書及び大鏡関係の記事を大鏡編纂の際に用いられた史料のまとまったもの―から大鏡史料集と名づける―から引抄したのであらうと思われる。この大鏡編纂の際に用いられた中原師安加筆の大鏡史料集を引抄した古事談の作者顯兼が師安の弟師元から中外抄をかりていると共に、六条右大臣頭房の子雅兼の曾孫であることを、大鏡作者を考察の際に想起したいと思う。

と述べられ、大鏡の作者の具備すべき条件として、仮称「大鏡史料集」を入手しうる立場の人という一項を設定している。

大鏡と古事談との関係をこのように推論することが果して妥当であるかどうか、両書の共通説話を細部にわたって検討する時、問題がないとは言えない。特に平田氏の立論が大鏡の作者論と関連しているだけに、慎重に検討すべきであると思われる。近時、迫徹郎氏は大鏡の作者について考察した論稿(註12)において、この問題に言及され、大鏡の花山帝紀に「月のかほにむら雲のかかりて、すこしくらがりゆきければ、わが出家は成就するなりけりとおぼされて」とある文が古事談の該当説話にも「村雲ノ月ノ面ヲ隠タリケレバ、我願已滿ト被仰テ」と見えるが、この文と同一の文学的表現を持った先行資料が存在したとは考えがたいとして、古事談にある大鏡との共通説話は、たとえ直接ではないにしても、他書を介して大鏡を引用したとみるのが穏当であらうと主張された。迫氏の示された一条だけで両書の関係を結論づけるのは早急すぎるので、以下では両書の共通説話を比較検討しながら、この問題について私見を述べることにする。

大鏡伊尹伝にみえる伊尹と朝成の頭争いの話は、当時の貴族社会に生きた男性の権勢に対する執念とも言うべきものを、みごとに描き出してい

る。いま、論述のつごうから、大鏡と古事談の話を対照して掲出する。

大	鏡	古 事 談
朝成の中納言と一条摂政と同じ折の殿上人にて、しなのほどこそ一条とひとしからねど、身の才、人のおぼえやむごとなき人なりければ、頭になるべき次第いたりたるに、またこの一条殿、さらなり、道理の人にておはしけるを、この朝成の君申し給ひけるやう「殿はならせ給はずとも、人わろく思ひ申すべきにあらず、のちのちにも御心にまかせさせ給へり。をのれは、この度まかりはづれなば、いみじうからかるべき事にてなん侍るべきを、この度申させ給はで侍らなんや」と申し給ひければ、「ここにもさ思ふことなり。さらば申さじ」とのたまふを、いとうれしと思はれるに、いかにおぼしなりにけることにか、やがてとひごともなく、なり給ひにければ、「かくはかり給ふべしやは」と、いみじう心やましと思ひ申されけるに、御中よからぬやうにて過ぎ給ふほどに、この一条殿のつかまつり人とかやのために、なめき事したうびたりけるを、「本意なしなどはかりは思ふとも、いかにことにふれて、我などをばかくなめげにもてなすぞ」とむづかり給ふと聞きて、あやまたぬよしも申さんとて、参られたりけるに、はやうの人は、我より高き所にまうでは、「こなたへ」となきかぎりは、上にもものぼらで、下にたてることになんありけるを、これは六七月のいと暑くたへがたき頃、かくと申させて、いまやいまやと、中門に立ちて待つほどに、西日もさしかかりて、暑くたへがたしとおろかなり、心地もそこなはれぬべきに、「はやうこの殿は、我をあぶり殺さんと申すにこそありけれ。やくなくも参りにけるかな」と思ふに、すべて悪心おこるとはおろかなり。夜になるほどに、さてあるべきならねば、笏をおさへて立ちければ、はたらと折れけるは、いかばかりの心をおこされけるにか。さて家に帰りて、「この族、ながく絶たむ。もし男子も女子もありとも、はかばかしくてはあらせじ。あはれと言ふ人もあらば、それをも恨みん」など誓ひて、失せ給ひにければ、代々の御悪霊とこそはなり給ひたれ。(中略)このもののけの家は、三条よりは北、西洞院よりは西なり。今に一条殿の御族のあからさまにも入らぬ所なり。		一条摂政与朝成卿共競望参議之時、多陳伊尹不_レ中用之由。其後朝成参_二一条摂政第_一、為_レ望_二申大納言闕_一也。丞相良久不_二相逢_一、数刻之後、適以面謁、朝成立_二申_一任_二大納言_一条々之理、丞相無_レ所_レ答而言、奉公之道、尤可_レ謂_レ有_レ興、昔競望同官_二時_一、多難_レ被_二訴訟_一、今度大納言事可_レ在_二予心_一云々。朝成懷_レ恥成_レ怒退出。乗車之時、先_二投_一入_二笏_一、其笏自_二中央_一破裂、其後摂政受病遂薨逝。是朝成生靈云々。依_レ之、今一条摂政子孫不_レ入_二朝成旧宅_一、三条西洞院也。

この話は大鏡・古事談のほか、愚管抄・続古事談・十訓抄・宝物集などの諸書にもある。いま、大鏡と古事談とを比較すると、つぎのような相違点がみられる。

(1) 伊尹・朝成の兩人が競望した官職は、大鏡では、蔵人頭となっている

が、古事談では参議となっている。

(2) 朝成が一条摂政邸へ赴いたのは、大鏡では伊尹の誤解をとくためということになっているが、古事談では大納言の補闕を望むためとなっている。

(3) 朝成が立腹したのは、大鏡では炎暑の中で待たされたうえ、伊尹に面会できなかったのが原因であるが、古事談では朝成の大納言陸進を左右できるようなことを伊尹が言ったのが原因である。

(4) 笏が折れたのは、大鏡では怒りのために手で握りしめて折れたとするが、古事談では乗車の折に車に投げ入れたために折れたとする。

(5) 大鏡では一条摂政邸から帰った朝成が、「この族、ながく絶たむ。……」と呪言して、すぐ薨去したように書かれているが、古事談では生霊となつて伊尹に祟ったと書かれている。

これらの相違点について、愚管抄・続古事談・十訓抄などを検すると、(2)(3)(4)(5)の諸点は古事談と一致するが、(1)については諸書によって相違がみられる。すなわち、愚管抄・十訓抄では、兩人の競望したのは「納言」(中納言をさす)になつており、続古事談は古事談と同じく参議になつてゐる。以下では、この話を史実に徴して検討してみることとするが、まず、公卿補任にもとづいて、伊尹・朝成の略歴を摘記して表示しておく。

伊 暦		朝 成	
天曆九・八・一七	蔵人頭	天曆九・八・一七	蔵人頭
天徳四・八・二二	参議	天徳二・閏七・二八	参議
康保四・一・二〇	権中納言		
四・一〇・一一	権大納言		
安和二・三・二六	大納言		
三・五・一〇	撰政	安和三	権中納言
天禄二・一一・二	太政大臣	天禄二・一二・一五	中納言

この表から明らかなように、朝成・伊尹が蔵人頭となつたのは、まったく同じ時であり、大鏡に記すような事実は実際にはありえなかつたことになる。つぎに参議を競望したとする古事談の場合についてみると、朝成は伊尹よりも二年早く参議になつてゐるが、この時に兩人が競望したとみるこ

とは、蔵人頭に補せられた時が同じであるだけに、可能性のあることである。そして、この時伊尹が朝成に超えられた原因が朝成の誹謗にあるならば、その報復的措置として、朝成が大納言に陞ろうとしたのを妨げたということも、ありうることである。

また古事談では、朝成は大納言の補闕を望んだことになつてゐるが、これを史実の上に求めると、天禄二年十一月二日権大納言頼忠が右大臣に任命された時と、翌三年正月十三日大納言の職にあった橘好古が太宰府において薨去した時の二回が考えられる。この二回とも朝成の上席には雅信・兼家の二人がいたが、天禄二年の場合には、この二人を超えて好古が大納言になつてゐるので、朝成にもその機会がなかつたとは言えない。

このように、古事談の話が事実即してゐる通りに語られてゐるのに対し、大鏡の方は競望した官職が蔵人頭となつてゐる点で事実と背馳するのみならず、(5)の相違点で記したように、朝成が一条摂政邸から帰宅後、呪言して薨去したという事も史実に即応しない。公卿補任によれば、朝成は伊尹におくれること二年、天延二年四月五日に薨去してゐるので、伊尹が朝成の生霊に祟られて薨逝したとする古事談の話の方が、事の真偽は別に、いかにもありうるような話になつてゐる。この話に関する限り、大鏡には古事談のような事実らしきというものが無いのである。

大鏡の作者がこの話をとりこんだ意図は、行成が蔵人頭に補せられた話に関連して、酷烈な頭争いのありさまを描き、権勢に執着して生きた人間の姿を浮き彫りにすることであつた。摂関政治体制のもとでは、蔵人頭は天皇の執政を補佐する重要な職務をおびており、頭から参議に進み、公卿の列につらなる者が多かつたところから、頭に補せられることは政治家としての出世コースを歩み出すことでもあつた。大鏡の作者が伊尹・朝成兩人の競望した官職を蔵人頭としたのも、当時の政界における蔵人頭の占める位置というものを十分に承知してゐたからである。このような作者の認識からすれば、古事談のような話を資料とし、それを自家菜籠中のものとして話を構成するにしても、資料とした話の「参議」を「頭」に変更するだけで充分であつたはずである。しかるに、大鏡には(2)(3)(4)(5)で指摘したような相違がみられるのである。

それでは何故に大鏡と古事談との間にこのような相違が生じたのであろうか。それは、もともと両書の話は「大鏡史料集」という媒体を想定しても、結びつかない関係にあったからと思われる。すなわち、大鏡の作者は古事談のような話の存在を知らず、別の伝承によったか、または、大鏡成立当時には、いまだ古事談のような話が成立していなかったかのいずれかである。このどちらであるかは、にわかに断定できないが、大鏡の作者は伊尹と朝成とが何かのきっかけで怨恨をいだきあうような関係になり、その結果、朝成が執念^{しうね}き怨霊となつて、伊尹の一統に祟っているという程度の巷間の噂話は承知していたと推測される。小右記の寛和元年六月三日の条には、為光の北の方となつた伊尹の女の死について、

昨日戌時許、一条大納言^(為)北方入滅云々、彼一条太相府^(伊)子孫連々死去、去月孫親王^(尊子内)、又^(親王)有^(親王)此事。天下所^(奇思)也。

と記されており、当時の人々が、相継ぐ一条摂政家の人々の死に、不審の念をいだいていたことが知られる。この「天下所奇思也」という状況が、朝成怨霊譚とも言うべきものをつくりあげていった基盤であると思われる。

そこで、古事談にみえる朝成怨霊譚がいつごろから流布したものを考えておく。この問題を考えるうえで注目すべきは、愚管抄巻七にみえる次の話である。

一条摂政ハ朝成ノ中納言ヲ生霊ニマウケテ、義孝ノ少将マデウセヌト云メリ。朝成ハ定方右大臣ノ子也、宰相ノ時ハ一条摂政ハ下臈ニテ、競望ノアイダ放言シ申シタリケリ。大納言所望ノ時ハ撰錄臣ニナラレタルニマイリテ、昔ハサウナク上ヘノボル事モナカリケルニ、良久シテ庭ニ立テ、タマタマヨビ入レテアハレタルニ、大納言ニハワガナルベキ道理ヲ立テケルヲウチキキテ「往年納言ノトキハ放言セラレキ。今ハ貴閣ノ昇進、ワガ心ニマカセタリ。世間ハハカリガタキ事ゾ」ト云テ、ヤガテ内ヘイラレニケレバ、ナノメナラズ腹立チテイデケル。車ニマヅ笏ヲナゲイレケル、二ツニワレニケリ。サテ生霊トナレリトコソ、江帥モカタリケレ。

この話を資料として用いる前に、愚管抄にいう江帥すなわち大江匡房の語ったということの信憑性や、これが匡房の語った話であるならば、それは前掲の話のどこからどこまでか、また愚管抄に引載される際に慈鎮によって改変されていないかどうかを、あらかじめ検討しておく必要がある。まず、匡房が語ったということについては、現存本江談抄にこの話が見えず、江談抄の異本である神田本や水言鈔は零本であるために明らかにすることはできないが、匡房は説話の蒐集に興味をもっており、江談抄以外の説話集として、続本朝往生伝や本朝神仙伝^(傳)などが現存しているので、愚管抄のこの話も匡房の蒐集した説話の逸文とみてよからう。つぎに匡房の語った話の範囲と慈鎮による改変の問題であるが、古事談と比較すると後述するように少異同はみられるが、ほぼ一致しているところから、慈鎮による改変はないと思われる。しかし、原話の冒頭部分は愚管抄にとりこまれる際に、当然、直前の文章に連接するように、愚管抄作者によって手が加えられ、その説明的な文の中に埋没してしまっていると考えられるので、「宰相ノ時ハ一条摂政ハ……」以下が匡房の話を忠実に引抄しているものと考えられる。

この匡房の話と古事談とを、細部にわたって比較すると、匡房の話では漠然と「放言」とのみある部分が、古事談では「多陳伊尹不レ用之由」と具体的に書かれている。また、匡房の話では(A)競望した官職が中納言となっており、(B)古事談にない「昔ハサウナク上ヘノボル事モナカリケルニ」の文がある。一方、古事談には(C)朝成の旧宅に一条摂政の子孫が出入しないことや、旧宅の位置についての記事がある。

これら三つの相違点のうち、匡房の話に関係のある(A)(B)についてみると、(A)の競望した官職が中納言となっていることは、大鏡に伊尹が朝成にさきんじて陞進したとある記述と関係があるように思われる。両人が競望した末に、伊尹が朝成にさきんじて陞った官職という事になると、前掲の略歴を示した表から明らかなように中納言である。両人が中納言を競望したという構想は、史実の面からみて、ともに参議の職にあった時であるから不自然ではない。また朝成は伊尹よりも二年多く参議の地位にあったので、朝成自身、伊尹にさきんじて中納言に陞るべきであると思

っていたであろうから、中納言陸進が危ぶまれるような状況になったとしたならば、伊尹を誹謗するような放言をしたであろうことも想像にかたくない。しかし、匡房の話においては、ここまでの筋のはこびと以後の話の展開との間に断層を生ずることになる。すなわち、朝成が伊尹を誹謗するような放言をした結果、伊尹にさきんじて中納言に陸進したように話を展開したとき、はじめて、伊尹のいった「往年納言ノトキハ放言セラレキ云々」ということばが生きてくるのであるが、実際には伊尹の方が先に中納言になっているので、伊尹のことばが話の展開のうえでは浮いたものになっている。これに対して、古事談のように参議を競望したことになると、匡房の話にみられる欠点は排除され、史実から懸隔することなく、緊密に話が展開されていくことになる。

次に(B)の文についてみると、これも大鏡に「はやうの人は、我より高き所にまでては『こなたへ』となきかぎりは、上にもものぼらで、下にたてることになんありけるを」とある文と無関係ではあるまいと思われる。大鏡では、この文は朝成を憤怒させ、怨恨をいだかせる結果へと話を導いていくうえではたらいっているが、匡房の話では、かつての競争者との間に身分的な隔りが生じてしまったことの説明になっている。しかし、匡房の話では、この文がなくてはならない表現として、話に密着しているわけではない。兩人の身分的懸隔は、朝成の大納言陸進を自己の一存で決定することができるといふ、伊尹の誇らしげな、しかも冷酷なことばによって、充分に表現されるべきものである。このように考えると、(B)の文は匡房の話にあってはほとんど表現効果をもたず、この文のない古事談の方が密度のある表現であるといえる。

匡房の話にみえる(A)(B)二点は、いずれも話の展開や表現のうえで果している効果という面からは、それを減殺することになっている。この事は(A)(B)二点が本来の話のままでないことを示していると考ええてよい。古事談の(C)の記事も大鏡にはほぼ同じ文がみられるが、これも、匡房の話にはないところから、本来の話にはなかったと考えられる。結局、匡房の話と古事談の話とは同じ話からたものであるが、前者には改変の手が加えられているのに対し、後者は比較的原話に近いということ

になる。そして、その原話は匡房の時代には、すでに成立流布していたとみられる。このことは、朝成が怨霊となって跳梁する話が、江談抄やその異本である水言鈔に、

又云、行成大納言為藏人頭之時、依堅固物忌、籠居里亭之間、自禁中称_レ大切事有_レ召。令_二参_上時、於_二殿上_一俄心神失_レ度、乍_レ恐参_二清涼殿_一。主上先識_二其気色_一、揚音タソアレハト被_レ仰。即_レ応_二御音_一称_二朝成_一。留_二御簾限_一、行成入_二御前_一免_二此難_一。是則行成祖父一条大将与_二朝成大納言_一依_レ為_二敵人_一、欲_レ凌_二云々_一。

とあることから推測できる。この行成が朝成の怨霊の難をまぬがれた話の類話が、大鏡にもみられるが、細部においては頭争いの話とおなじようにはなはだしく相違している。そして、この相違は大鏡作者による改変に起因するというよりは、その伝承過程の相違にもとづくものと思われる。古事談にみえる朝成怨霊譚が大鏡とは大きな相違点をもっており、そのうえ、匡房の時代には成立流布していたことを考慮にいれるならば、この話について、大鏡と古事談とを、「大鏡史料集」という媒体の存在を仮定してまで結びつける必要はない。

三ノ三

光孝天皇が即位するにいたる経緯について、大鏡の基経伝や古事談には次のような話がある。

さて児より小松のみかどをばしたくし奉らせ給うけるに、良房のおとどの大饗にや、昔は親王たちかならず大饗につかせ給ふ事にてわたらせ給へるに、雉の足はかならず大饗にもるものにて侍るを、いかがしけん、尊者の御前にとりおとしてけり。陪膳の、みこの御前のをとりて、まどひて尊者の御まへにすうるを、いかがおぼしめしけん、御まへの御となぶらをやをらかいけたせ給ふ。このおとどは、そのをりは下臈にて、座のすゑにて見奉らせ給ふに、「いみじうもせさせ給ふかな」と、いよいよ見めて奉らせ給ひて、陽成院おりさせ給ふべき陣定に候はせ給ふ。融のおとど、左大臣にてやむごとくなく、「いかがは。ちかき皇胤をたづねば、融らも侍るは」といひ出で給へるを、このおとどこそ「皇胤なれど、姓賜りてただ人にて仕へて、位につきたる例やある」と申し出で給へれ。さもあることなれど、このおとどのさだめによりて、小松の帝は位につかせ給へるなり。

陽成院御邪氣大事御坐之時、依_レ不_レ御_ニ坐儲君、昭宣公親王達ノモトヘ行廻ツツ見_ニ事跡_ニ給_ニ、他ノ親王達ハサワギアヒテ、或装束シ、或ハ円座トリテ奔走シアハレタリケルニ、小松帝御許ニマキラセ給タリケレバヤブレタル御簾ノ内ニ縁破タル畳ニ御坐シテ、本鳥ニ俣ニ取テ、無_ニ傾動_ニ氣ニ御坐シケレバ、此親王コソ帝位ニハ即給ハメトテ、御與ヲ寄タリケレバ、鳳璽ニコソノラメトテ、茶花ニハ不_ニ乗_ニ給_ニハザリケリ。依_ニ此事_ニ陣定之時、融左大臣有_ニ帝位之志_ニ云、被_ニ尋_ニ近々皇胤_ニ者、融等モ侍ハ云々。昭宣公云難_ニ為_ニ皇胤_ニ、給_ニ姓_ニ、只人ニテ被仕ヌル人、即位之例、如何云々。融卷_ニ舌_ニ止。

この光孝天皇の即位に関する古事談の話の前半部は、前田家中外抄の保延五年七月十日の条に依拠しており、大鏡とは異なるが、後半部は大鏡と一致しており、何らかの関係があると推測される。

光孝天皇の即位については、三代実録には、陽成天皇みずから基経に書を送呈して、遜位の意志を表明されたので、時康親王を次の帝に定められたとみえる。また扶桑略記には亭子親王記をひいて、陽成天皇御譲位の際に、基経は、承和の変によって皇太子の座を追われ、既に仏門に帰依している恒貞親王を擁立しようとしたが、親王が固辞したために、時康親王が推戴されて帝位につかれたと記している。これらの漢文体史書の記述からは、大鏡のような説話は生成されようもないので、大鏡作者は何か別の資料によっていると思われる。

ここにおいて注目されるのは、大鏡より後の成立ではあるが、九条兼実の玉葉にみえる次の話である。

大夫外記頼業真人依_ニ昨日召_ニ来_ニ……此次談_ニ雜事_ニ、語云、陽成院暴惡無雙、二月祈年祭以前、自拔_ニ刀殺_ニ害人_ニ云々、依_ニ如此事_ニ、昭宣公奉_ニ天子位_ニ授_ニ

小松天皇也。于_ニ時諸卿出_ニ異議_ニ、事不_ニレ_ニ揆、融大臣深有_ニ此心_ニ、仗議大濫吹。爰參議諸葛懸_ニ手_ニ於劍柄_ニ、見_ニ御服_ニ云、今日事偏可_ニ隨_ニ太政大臣語_ニ、若_ニ於_ニ出_ニ異議_ニ之人_ニ忽可_ニレ_ニ誅_ニ之云々。于_ニ時諸卿止_ニ異議_ニ、相率參_ニ小松親王_ニ第一、奉_ニ迎_ニ之云々。昭宣公之外孫為_ニ親王_ニ、以_ニ彼可_ニレ_ニ奉_ニ吹嘘_ニ之由、人以_ニ疑_ニ之、而以_ニ老嫗_ニ之旧王_ニ、令_ニ踐_ニ天子之位_ニ、賢之至也、此事委細記先年所_ニ見_ニ也云々。

△承安二年十一月廿日の条▽

この頼業が語った話と大鏡とを比較すると、左大臣源融が帝位を望んだという点で一致するが、衆議が決しなかった時に、諸葛が劍の柄に手をかけて、基経の言に異議をとなえる者はたちまち誅すべしと言ったので、諸卿は基経の議に従ったという点は相違している。

頼業の話は、彼自身が「此事委細記先年所_ニ見_ニ也」と語っているように、外記という職掌から、根拠ある史料によったもので、光孝天皇即位の真相を伝えていると思われる。たとえば頼業の話に「自拔_ニ刀殺_ニ害人_ニ」とあ

るのは、三代実録（元慶七年十一月十日の条）に「散在從五位下源朝臣蔭之男益侍殿上^一、猝然被^三格殺^二、禁省事秘、外人無^レ知焉^一」と記されている事実を受けているごとく、その語るところは信賴するに足るものである。大鏡作者が光孝天皇即位の事情を記述する際に、史料を援用したとするならば、その史料は頼業の話のようなものであったと考えられ、それをもとにして、大鏡らしい話にしたのが前掲の説話である。その大鏡らしさというのは、野望をいだいた融と基経とを対決させ、「皇胤なれど、姓賜りてただ人にて仕へて、位につきたる例やある」と威圧的に言いきって、融の野望をうち砕いていく基経を描いている点である。このような基経の描き方には、師輔や道長などの描き方と共通するものがあり、対立者を前にして不敵な気魄や傲慢さをもってそれを屈服させ、政權をわが手にしていく政治的人間像は大鏡の作者によって創造されたものである。

「大鏡史料集」ともいうべきものが仮に存在したとするならば、それに取められていた話は、当然のことながら、大鏡の作者の手が加わる前の話の姿をとどめていたと考えられる。それ故、大鏡独自の基経像をそのままとりこんでいる古事談は、「大鏡史料集」によったのではなく、大鏡の本文によっていると考えるべきである。

三ノ四

大鏡花山帝紀は、系譜・出生・立太子・即位・崩御などの記録的な事項を羅列的に書く他の天皇紀と異なり、花山天皇の出家事件を中心として、悲劇的な帝王の姿を生き生きと描きあげている。そして、同じく花山天皇の出家事件を描いている栄花物語と比較する時、大鏡らしさが遺憾なく發揮されていることに気づくであろう。

栄花物語の花山尋ぬる中納言の巻では、この事件は女御祇子の入内から語りはじめられる。花山天皇の寵遇をうけた祇子は、懷妊後、一たびは里邸に退出し、祈禱などをおこなって養生につとめるが、帝の寵愛は常軌を逸するほどで、片時とて女御と離れて生活することはできず、ふたたび女

御を参内させる。祇子が内裏にもどった時、すでに彼女の生命は病に蝕まれていた。父為光の懇願で、帝はやむなく女御の退出をゆるされた。このあたり、源氏物語の桐壺の巻を想起させるような描写である。里邸に退出した祇子の病はいよいよあつく、寛和元年七月十八日、懷妊八ヶ月の身で不帰の客となった。花山天皇が号泣の涙に明け暮れたことはいうまでもない。帝の心の悲傷が癒えないうちに年もあけた。怪しいものさとしがしげく、帝は物忌みがちの日々をおくっている。このころ、資子内親王をはじめ、慶滋保胤、盛明親王などの出家があいつぐ。これを聞いた帝も、花山の元慶寺の敵久阿闍梨を師に、しだいに仏道に専心するようになっていく、側近の義懷らは、帝の発心に氣を揉む日々の連続であったが、こうした側近らの心配をよそに、寛和二年六月二十日の夜、帝はにわかに出家した。

これが栄花物語で語られている花山天皇出家の物語であるが、ここでは祇子薨逝が帝の出家の直接の原因としておおきくとりあげられ、最愛の女御の死を傷んで発心するという、作り物語的な哀話に仕立てあげられている。栄花物語以外の、漢文体史書のたぐいには、この帝の出家事件は、

今晚丑剋許、天皇密々出^三禁中^一、向^二東山華山寺^一落飾。于^レ時藏人左少

弁藤原道兼奉^レ從^レ之。先^三于天皇^一、密奉^二劍璽於東宮^一、出^三宮内^一云々
年十九

（日本紀略）

天皇生年十九。出^三鳳闕宮^一、向^三花山寺^一落飾入道。法号入覺。左少弁藤原道兼、僧叡久、二人陪從。出^三縫殿陣^一、参^三元慶寺^一。即時令^下左近少將藤原道綱持^二神璽宝劍^一、献^二東宮御在所凝華舎^上。件三人外他人不^二敢知^一之。禁省事秘故也。即夜、右大臣藤原兼家参^三入内里^一、令^レ固^二禁門^一。

（抄略記）

などと記されている。この二書の記述によっても、なお花山天皇出家の真相は的確にとらえられているとは言えないが、兼家一家がそれに関与して

いるらしいことや、女御悋子の死による発心というような単純なものでないことなどがわかる。

大鏡の花山帝紀は、この曖昧模糊とした花山天皇出家の真相を、きわめてリアルに語ってきかせる。大鏡によれば、それは虎視眈眈と政権をねらっていた老獪な兼家の陰險な謀略によるものであった。永観二年十七歳で即位した花山帝の前途は決して明るいものではなかった。外祖父一条摂政伊尹はすでに他界し、確固とした外戚もなく、関白藤原頼忠は新帝を輔佐することもしなかった。わずかに、新しく参議として廟堂に列した伊尹の三男義懐と右大弁惟成とが側近となつて、帝の執政を輔佐したのみであった。一方、右大臣の位にある兼家は詮子腹の東宮懷仁親王を擁し、一日も早く帝の外祖父となつて政権を掌握する機会をうかがっていた。この兼家が、寵幸の妃悋子に先だたれて、心の動揺している花山天皇を、そのまま見のがすはずがない。帝にわが子道兼を接近させ、法の道の御弟子となることを誓わせて、帝の脱履をうながしたのである。

大鏡の花山帝紀は、このような兼家の策謀を隱微のうちに物語ることによつて、複雑な政治状態のなかに生きた若い帝王の悲劇を活写している。これは栄花物語や漢文体史書のなしえなかつたところであり、歴史の真実にせまろうとする大鏡の作者にして、はじめて可能なことであつた。

ところで、古事談には、花山天皇発心譚ともいうべきものが二話しるされている。そのうちの二話は次のようなものである。

此御出家之発心ハ、弘徽殿女御鐘愛之間忽焉逝。仍御悲歎之處、町尻殿得^ニ便宜^一、書^ニ世間無常法文等^一奉^レ見、被^レ勸^ニ申御出家事^一、師共出家可^ニ御供申^一之由被^ニ契申^一云々。而令^レ剃^ニ御首^一給之後申云、オトドニカハラヌスガタ今一度ミエテ可^ニ帰参^一之由申テ、逐電云々。其時我ヲハカルナリケリトテ、深泣給云々。亦令^レ出^ニ御在所^一給之時、弘徽殿手跡取忘^ニケリ^一。還入テトラント被^レ仰ケレバ、道兼申云、劍璽已渡^ニ春宮御方^一云々。イマハカナイ候ヘジト申ケリ。又已欲^ニ令^レ出給^一之時、有明ノ

月クマナキ影ヲサスガ見所ニ思食テ立ヤスラハセ給ノ間、村雲ノ月ノ面ヲ隠タリケレバ、我願已満ト被^レ仰テ、貞観殿ノ高妻戸ヨリ令^ニ躍下^一給テ、自^ニ北陣^一土御門ヲ東ヘ令^レ渡給云々。

この話は大鏡の花山帝紀と概略一致する点が多いが、細部において微妙な相違がみられ、話としては全体的な統一がみられず、断片的である。これに対し、大鏡の方は叙述に全体的な統一がみられ、花山帝出家の緊迫した雰囲気をたくみに描いている。このような両書の相違を皮相的に解釈すれば、古事談の話の方が原資料に近く、大鏡はそれを用いて、たくみに構成しなおして花山天皇発心譚を書きあげたように受けとられるが、表現の内部にたちいてこの部分を読むと、古事談の話では断片的に記されている事柄が、決して断片として存在したものでなく、本来はぎり離しようもないほど緊密に結びついていたものであることがわかる。このことは、古事談において「亦令^レ出^ニ御在所^一給之時……」「又已欲^ニ令^レ出給^一之時……」とわけて書かれている帝が禁中を出られる場面と、大鏡の該当部分とを讀みくらべてみればよくわかる。

藤壺の上の御局の小戸からひそかに出られた花山天皇は、皎々と輝く月にしばし足をとどめる。ここで帝が翻意なさるような事態が発生したならば、兼家一統の陰謀も水泡に帰すことになる。すべては道兼の挙措にゆだねられている。「神璽・宝剣わたり給ひぬるには」と強圧的という道兼には焦慮がみえる。にわかに月光はうすれる。帝は歩みだす。道兼の安緒。それも瞬時にして、再び帝はたちどまり、亡き愛妃弘徽殿女御の御文をとり戻ろうとする。道兼は気がでない。とうとう「ただいま過ぎさせ給はば、おのづからさきよりも出でまうで来なむ」とそら泣きをする。

これが大鏡における花山天皇禁中脱出の場面であるが、ここでは花山天皇を描くことよりも、道兼の微妙な心理を描くことに重点がおかれている。これは、花山天皇退位の真相を兼家一統の陰謀としてよみとつた大鏡の作者によつて、はじめて描きうるものである。帝が月光の明るい輝きに足をとどめたというような事柄は、史実として記録されるべき価値のある

ものではない。それは、陰謀の成否という場面構成の上で、はじめて表現価値のある事柄である。また、弘徽殿女御の御文をとりに戻ろうとしたということも、事実であるかどうかは疑わしい。弘徽殿女御の死を中心として花山天皇の発心を描いている榮花物語においてさえ、この御文のことは書かれてはいない。これが大鏡作者が書いたのは、月光に足をとどめたという記述と同じく、道兼の心理を描くためには不可欠なものであったからである。このように考える時、前述した花山天皇の二つの行動は、単なる史料集の記述ではなく、この場面を構成する要素として、大鏡作者によって創造されたものと考えるべきである。

大鏡と古事談とに共通して存する説話のなから、三つの説話をとりあげて比較考察してきたが、それらには、大鏡とは関係のない説話もあり、関係のある説話でも、それは仮称「大鏡史料集」からの引抄ではなく、大鏡の本文を直接的あるいは間接的にもとにして形成されたものや、部分的に引抄したものであると考えられる。このことは、本稿でとりあげなかった他の大鏡との共通説話についても言えることである。したがって、「大鏡史料集」の存在を媒介として両書を結びつけ、それによって大鏡の作者を考定することはできない。

四

大鏡の説話について、特に今昔物語および古事談と共通するものを取りあげ、大鏡の成立論に関連させて考察してきたが、大鏡の成立時期を今昔物語との関係から決定することは不可能であり、また古事談との関係から仮称「大鏡史料集」の存在を想定し、それによって大鏡の作者圏を限定することは適当ではない。

大鏡の成立問題については容易に決しかねるものがあるが、その成立時期については、かつて治暦元年(一六〇)ころであろうという試論を述べたところがあるので、それに譲って、作者の問題について簡単にふれておく。

大鏡の作者としては、源氏出身の男性をあてる説が有力で、源俊明、源頭房、源雅定などが擬せられている。このように源氏出身者が作者に擬定

されるのは、大鏡には源高明に同情した筆致がみられること、源氏の将来の繁栄を予言していることなどが大きな理由となっている。しかし、これらは必ずしも決定的なものとは言えない。たとえば高明については、彼が安和の変で太宰権帥として左遷されたことが、帥尹伝、師輔伝、道長伝などでしばしば言及されており、「思はざる外の事によりて、帥にならせ給ひて、いといと心憂かりし事ぞかし」(《道長伝》)というように、同情をもつて語られている。しかし、このような同情はひとり高明に対してみられるものではなく、高明と同じように時の権勢の犠牲となった道真や伊周についてもみられる。特に道真については、時平伝のほとんどをこれに費して、苛酷な処置や離京の悲しみ、太宰府で無実の罪を嘆く道真の心境などが詳細に語られている。伊周に対しては大鏡作者は好意的ではないが、もと伊周の流罪については違っている。すなわち、伊周の流罪は彼の過失によるものではなく、彼の才学が日本に過ぎていたためであると弁護し、「いかばかりあはれにかなしかりしことぞ」と同情している。結局、高明に対する同情は、作者が源氏出身者であったためではなく、「道理」を重んじ正義を根拠とする作者の歴史観から説明されるべきものである。

源氏の将来の繁栄を予言することも、作者が源氏でなければ書けないというようなものではない。作者を考えるうえで重要なことは、益田勝実氏も指摘されているように、大鏡は「道長流の一門に権力が固定してくる過程を、代々の権力者の一々の子女の行く末まで洗い立てて見ていく、微視的系譜的方法」を用いており、それは源氏出身者の方法というよりも、「族内的視角の持ち主」の方法と考えられることである。そして、万寿二年を假想執筆年時としているにもかかわらず、それら数多い藤原氏の子女の万寿二年当時の官職や境遇を、有名無名に関係なく、驚くほど正確に記しているのに、それとは比較にならぬほど少数の人物しか登場しない源氏関係の記事に誤りがみられることも見逃してはならない。それは「源氏の御事もめづらしう申し侍らむ」(《昔物語》)と言って、教実親王の子である源雅信、重信について語った条に、「このおほい殿たちの御おととの大納言、優におはしましき」とある部分で、雅信、重信には大納言に陞った弟がいないので、大鏡の誤謬である。これは「優におはしましき」とあると

ころから考えて、管絃歌舞の道に堪能であった時中大納言のことをいっているであろうが、時中は雅信の子である。

このように源氏出身の男性を作者に擬することについては、いささか疑義がある。作者の問題は、大鏡の著述目的や叙述態度とも関連するところが多いので、他日稿をあらためて討究することとし、本稿では、大鏡の作者は道長と同じ貴族社会圏の人であつたろうということを指摘するにとどめる。

(注1) 「大鏡新講」解題

(注2) 「大鏡の成立について」(「国語と国文学」昭和三十七年十一月)

(注3) 「大鏡と今昔物語との関係」(「日本古典の成立の研究」所収)

(注4) 「大鏡と今昔物語との関係再論」(「田山方南華甲記念論文集」所収)

(注5) 国東文麿氏「大鏡と今昔物語との関係」(「今昔物語成立考」所収)

も、大鏡の藤原四家の話と今昔物語卷廿三第一話・第二話との関係をとらあげ、両書の直接関係については否定的な見解を示されている。

(注6) 川口久雄氏「古本説話集」解題、野口博久氏「古本説話集の成立と宇治拾遺物語」(「言語と文芸」昭和三十八年七月)など。

(注7) 清水重道氏「今昔物語と宇治拾遺物語」(「解釈と鑑賞」昭和二十八年八月)、国東文麿氏「説話の伝承的性格」(「今昔物語成立考」所収)など。

(注8) 『「今昔物語集」本朝仏法部における文学のあり方」(「中世説話文学論」所収)

(注9) 国東文麿氏「宇治拾遺物語の評価についての一考察」(「早大学院文学科紀要第十輯」)

(注10) 平田氏は拙論を批判された際に、宇治大納言物語を亡霊であるときめつけておられる。氏の論拠は「日本古典の成立の研究」第二章第三節五にみえるが、問題にならない。宇治大納言物語については研究者によって次第に明らかにされており、今野達氏「善家秘記と真言伝所引散佚物語」(「国語と国文学」昭和三十三年十一月)、益田勝実氏

「説話文学と絵巻」、河内山清彦氏「古本説話集興福寺建立事について」(「言語と文芸」昭和三十八年七月)野口氏注6所引の論文などで、その存在が確認されている。

(注11) 「大鏡と古事談との関係」(「日本古典の成立の研究」所収)

(注12) 「大鏡作者の条件と大江匡房」(「国語国文学論文集」第五集)

(注13) 平林盛得氏「『本朝神仙伝』大江匡房非撰説について」(「国語と国文学」昭和四十一年十二月)

(注14) 注2所引の拙論および「流布本大鏡の性格と成立」(「言語と文芸」昭和三十八年五月)

(注15) 山岸徳平氏「大鏡概説」(岩波講座「日本文学」昭和八年)

(注16) 川口久雄氏「大鏡の成立と時代」(「国文学」昭和三十二年十二月)

(注17) 平田俊春氏「大鏡の作者」(「日本古典の成立の研究」所収)

(注18) 「虚構と同時代史」の語り手」(「国文学」昭和四十一年二月)